

## 経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

### 今回のテーマ： 2013年度税制改正大綱 ～所得税関連～

1月24日に与党で決定された税制改正大綱では、最高税率の見直しに加え、金融証券税制が大幅に改正されます。

#### 1. 最高税率の引き上げ

2015年分以後の所得税から、課税所得4000万円超について45.945%（内復興特別税0.945%）の税率が適用されます。

#### 2. 上場株式等の譲渡・配当

上場株式等の譲渡所得及び配当所得の軽減税率が2013年12月31日をもって廃止されます。

	2013年12月31日まで	2014年1月1日以降
所得税（内復興特別税）	7.147%（0.147%）	15.315%（0.315%）
住民税	3%	5%
計	10.147%	20.315%

#### 3. 株式及び公社債等の利息・配当・譲渡・償還

公社債の譲渡等所得に対する課税が見直されます。

2015年12月31日まで					2016年1月1日以降				
	利息・配当	譲渡損益	償還・一部解約	損益通算		利息・配当	譲渡損益	償還・一部解約	損益通算
・上場株式 ・公募株式投資信託	配当所得 (申告分離)	譲渡所得 (申告分離)	/	○	・上場株式 ・公募株式投資信託	配当所得 (申告分離)	譲渡所得 (申告分離)	/	○
・公社債 ・公社債投資信託	利子所得 (源泉分離)	非課税		雑所得 (総合課税)	×	・特定公社債等*1 ・一般公社債等*2			利子所得 (申告分離) 利子所得 (源泉分離)

\*1 特定公社債等 ・国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債（投信）、上場公社債 等

\*2 一般公社債等 ・特定公社債以外の公社債

#### お見逃しなく！

- ① 2016年1月1日以後、同族会社が発行した私募債の利子のうち、その同族会社の役員等が支払いを受ける利子は源泉分離課税ではなく総合課税の対象となります。
- ② 住宅ローン控除が2017年12月31日まで延長されます。消費税増税に合わせ2014年4月から2017年に居住した場合に年間控除限度額を40万円（借入限度額4000万円×1.0%）とする等の拡充措置がとられます。